

No.	項目	主体	支援内容	支援対象経費等	問い合わせ先
5	私道復旧事業	町	被災した集落等における住民の生活環境の早期回復を図るため、公道と集落を結ぶ生活道路である私道に係る経費の一部を私道を管理する自治会又は集落等へ支援 被災した生活道路である私道(民有地)で、次の全ての要件を満たすもの。なお、公募上の地目の種別は問わないこととする。 ①一般交通の用に供しているものであること。 ②公道に接続するものであること。 ③幅員が概ね1.8m以上あること。 ④所有者の異なる住宅が連担して2戸以上建ち並んでいるものであること。 ⑤集落等で維持管理しているものであること。	支援対象の私道の被災箇所の原形復旧に要する経費 復旧事業費50万円未満のものを除く。町等から補助金がある場合は、当該補助金額を支援対象経費から控除する。2戸以上の住宅が利用する部分を対象範囲とする。 補助率:支援対象経費の1/2以内 補助上限:1件あたり1,000万円 対象者:私道を管理する自治会又は集落等	企画政策課 (Tel72-1214)
6	仮設住宅等コミュニティ形成支援事業	町	仮設住宅等における住民主体のコミュニティ形成を促進し、住民による自助・互助の取組みを支援するため、住民リーダーや自治組織等の活動経費を助成。	【対象】 ○仮設住宅住民等の地域コミュニティ形成に資する活動経費 交付額:自治組織等から提出される事業計画のうち必要と認められる経費について5世帯以上からなる区分ごとの上限額まで(年額) ○被災自治組織の防犯等電気料金 被災により住民が2割以上減少した自治組織 交付額:電気料に要する経費×1/2	健康福祉課 (Tel72-1229)
7	高校生等通学支援事業	町	被災した鉄道の代替通学手段としてバスを利用する高森町及び南阿蘇村の高校生等の保護者の負担軽減のため、通学に要する経費を助成する。	震災前の鉄道(JR豊肥本線及び南阿蘇鉄道)による通学費と、震災後の代替通学手段である路線バス(南郷ライナー)による通学費との差額(増加分) 補助額:支援対象経費の全額	生涯学習課 (Tel72-0443)
8	土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業	町	土砂災害特別警戒区域内において、熊本地震による家屋被害で再建が必要となった方に対し、被災者の早期再建と負担軽減を図るため、国庫補助制度に該当しない移転に要する費用及び住宅補強に要する費用の一部を支援。 対象者:特別警戒区域内の自己用住宅で、熊本地震により全・半壊(解体)した被災住宅(被災者生活再建支援制度の対象者)に区域指定前から住んでいた方	○土砂災害危険住宅移転促進事業 ①移転経費 ②住宅建設・購入費等 補助上限:300万円 移転先の要件:レッドゾーン・イエローゾーン以外 ○住宅補強支援事業 ①建築基準法で規定された住宅補強の工事に要する費用 ②住宅補強のために必要な設計に要する費用 補助上限:150万円 対象者の要件:移転が困難な被災者	建設課 (Tel72-1145)
9	農地等被災農業者生活支援事業	町	○借地等による営農維持支援 被災農業者が一時的な借地や機械借上げ等により営農を維持する場合に、必要な掛増し経費を助成。 ○被災農業者の雇用支援 被災農業者の営農再開の準備資金や復旧工事完了までの生活支援として、農業団体・農業法人等が行う選果場等での就労に関し被災農業者を一時的に雇用する場合に労賃の一部を助成。	○借地等による営農維持支援 復旧工事に係るほ場の代替耕作地の借地料、機械借り上げ・運搬経費等の掛かり増し経費 交付対象:本年産の作付け開始から支援期間:原則1年 補助率:定額 補助上限:22,000円/10a ○被災農業者の雇用支援 被災農家を雇用した農業団体・農業法人等が支払う雇用労賃 交付対象:5月1日以降の雇用分 支援期間:原則1年 補助率:1/2以内 補助上限:97,000円/月	農林振興課 (Tel72-1136)
10	小規模農業用水路・農道の早期復旧支援	町	熊本地震により被災した小規模な農業用水路・農道のうち、国庫補助事業の対象とならないものについて、早期に自力復旧を行い、営農再開につなげるため、復旧に要する経費を支援(多面的支払交付金実施区域を除き、かつ、受益者2戸以上)	材料費、作業機械借上料、機械オペレーター賃金、労務費等 補助率:2/3 補助上限:266千円/箇所	農林振興課 (Tel72-1136)

平成28年熊本地震復興基金交付金の新たな支援事業の追加について

熊本県では、平成28年熊本地震からの創造的復興を図るため、昨年12月に熊本地震復興基金(523億円取崩型)を創設し、市町村間の不均衡が生じないよう県が統一ルールを定めて配分することとしています。

このたび、被災者の負担軽減を図るため、県において新たな交付対象支援事業が追加されました。各支援事業の詳しい内容や手続きのご相談については、下表の問い合わせ先にお尋ねください。

※交付金の対象となる事業は、**熊本地震及び熊本地震に起因する災害が対象**となります。

また、既に、着工あるいは復旧が完了しているものも対象となります。

※申請時、実績報告時には**施工前、施工中、施工後の写真の添付が必要です。**

なお、施工前、施工中の写真がない場合は、各問合せ先にお尋ねください。

※現在、随時申請の受付を行っている支援事業については**広報やまと7月号**をご覧ください。

新たな交付対象支援事業

平成29年8月7日現在

No.	項目	主体	支援内容	支援対象経費等	問い合わせ先
1	応急仮設住宅移転等費用支援事業	町	仮設住宅の集約撤去やみなし仮設住宅の貸主不同意の場合の自己都合ではない転居費用等の負担の軽減を図るため、その費用を支援	○応急仮設住宅移転費用負担金 入居者が引越時に支払った経費又は、町が直接引越し業務を委託・実施した場合の経費 補助上限:1世帯あたり10万円 ○民間賃貸住宅移転費用負担金 入居者が引越業者に支払った経費 補助上限:1世帯あたり10万円	○応急仮設住宅移転費用負担金建設課 (Tel72-1145) ○民間賃貸住宅移転費用負担金健康福祉課 (Tel72-1229)
2	臨時託児サービス設置事業	町	町等が開催する熊本地震からの復旧・復興に向けた事業説明会や意見交換会等の際に、子育て世帯が参加しやすい環境を整備するため、開催するものに対して、託児サービスを提供するために必要となる経費。	町や団体(NPO・ボランティア等)が開催する事業説明会や意見交換会、交流会、講演会、復興支援イベント、勉強会等を開催する際に、託児サービスを提供するために必要となる経費 期間:平成29年4月から平成30年3月までの12か月間 補助率:10/10 補助上限:150千円/回	健康福祉課 (Tel72-1229)
3	住宅耐震化支援事業	町	今後の大規模地震に備え、被災した住宅や耐震性が不足する住宅の耐震化を促進するため、診断・設計・工事に要する費用の一部を支援する。	○耐震設計・改修工事 設計:補助率2/3・上限20万円 工事:補助率1/2・上限60万円 ○耐震シェルター工事 補助率1/2・上限20万円 ○建替え工事 補助率23/100・上限60万円 ※一部、国庫補助金 ※耐震診断に関するご相談については、県へお尋ねください。	建設課 (Tel72-1145) ※耐震診断 県土木部建築課 (Tel096-3333-2535)
4	共同墓地復旧支援事業	町	集落共有の墓地において、通路部分や擁壁などの共有部分の復旧に要する経費を支援(個人の墓石再建に係る費用は対象外。但し、通路等の共有部分に墓石が倒れ、通行を阻害している場合に、墓石を元の場所に戻す費用は対象とする。)※地方公共団体、宗教法人、公益財団法人及び個人が経営主体の墓地は対象外	墓地等における共有部分(通路、外溝、水道設備、建築物など)、共有部分に倒壊した墓石の移設工事 補助率:1/2以内 補助上限:1,000万円/件	企画政策課 (Tel72-1214)